

大阪市施設入所者地域生活移行促進事業実施要綱 骨子

	項目	内容	備考
1	目的	計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供し、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図る	
2	実施事業者	障がい者相談支援事業の委託を行った者であって、市長が適切に本事業を運営することができると認める者に委託	各区障がい者基幹相談 支援センター
3	利用者	本市において施設入所支援の支給決定を受けて、指定障がい 者支援施設に入所している者であって、地域生活への移行検 討を希望する者	
4	事業内容	 1 地域生活の体験に係るプログラム策定及び調整等 障がい状況の把握、具体的なプログラムの策定、指定一般相談支援事業所等との連絡調整等 2 地域生活の体験に係る支援等 体験先の紹介、外出時の同行等地域生活の体験を実施するに当たり必要となる介助・付添いによる見守り等 3 地域生活の体験に係る取組の検証等 支援内容の総括、今後の取組の検討等 	業務委託料 〇1及び3の実施で 9,000円/回 〇2の支援 2,500円/時間
5	利用期間等	原則6か月間、計画的な外出支援(1か月あたり20時間程度)を実施 利用期間等を超える支援を要する場合は、福祉局障がい福祉 課と協議を行い、本事業継続の適否を判断	外出日数 24時間/月 上限
6	委託料支払	実施事業者に対して委託料を一括して支払(実績払)	